

成年年齢引下げにともなう 若年消費者教育推進について

島根県環境生活総務課
消費とくらしの安全室

制限行為能力者の保護

【手段】 法律行為に後見人等の同意を必要とする
同意のない法律行為を取消可能とする

【目的】 対象者の保護



成年年齢引下げの動き

平成21年10月 法務省法制審議会

民法成年年齢部会答申

※若年者が政治参加の責任感を実感できるよう、**私法領域においても自己の判断と責任において自立した活動**をできるよう、**成年年齢を18歳に引き下げるのが適当。**

※ただし、**消費者被害の拡大等の懸念**があり、若年者の自立を促す**施策や懸念の解決に資する施策が必要**である。

平成29年 1月 内閣府消費者委員会

成年年齢引下げ対応検討WG報告書

※若年消費者への**消費者教育の充実等**が必要

平成30年 3月 民法改正法案国会提出

※法案上は**2022年4月施行予定**

成年年齢引下げ対応検討WG報告書の概要

はじめに

成年年齢を引き下げるものとする民法改正を実施する場合

新たに成年となる18歳、19歳の消費者被害の防止・救済のためには、本報告書を踏まえた消費者教育などの充実や制度整備等の検討が必要。

新たに成年となる者に対し、①十分な**消費者教育がされるまでの準備期間**を確保すべき。

②消費者被害の防止・救済のための相談体制の強化、制度整備などの**措置が実施されるために必要な期間**を確保すべき。
(制度整備については、国民的コンセンサスを身につけ検討が進められることを期待)

第1 現状と課題

1. 若者の実態と課題

- ・成熟した成人への移行プロセスの長期化・個別化・多様化・流動化。
- ・18歳を境目に生活環境が大きく変わる（進学・就職）。
- ・成熟した成人と比較して十分な知識・経験・判断能力が身に付いていないといえない。

➡ **社会人としての出発点での回復不能なダメージから保護**しつつ、段階的に経験を積んで成熟した成人へと成長できる**社会環境を整備し、若者の成長を支える必要**がある。

2. 若年者の消費者被害の動向

18歳・19歳と比べて20歳以降の相談件数が**増加**している。

20～22歳で相談件数が増える商品・役務

男性：マルチ取引、フリーローン・サラ金など

女性：エステ、医療サービスなど

契約購入金額の平均も20歳以降に**増加**

18歳 男性：約16万円、女性：約16万円

19歳 男性：約21万円、女性：約17万円

20～22歳 男性：約39万円、女性：約27万円

3. 若年者保護のための具体的措置に関する制度の現状

- ・民法（第5条第2項：未成年者取消権）
- ・特定商取引法（第7条第4号、同施行規則第7条第2号：老人その他の者の判断力の不足に乗じた契約の締結を指示対象行為）
- ・貸金業法（第13条第1項及び第3項：返済能力の調査、第13条の2：過剰貸付け等の禁止）
- ・割賦販売法（第30条の2、第35条の3：年収等の確認による支払可能見込額の調査）

4. 消費者教育における現状と課題

- ・小中高등학교：家庭科・社会科（公民科）を中心に実施。
- ➡ **授業時間が少ない、その効果が不明確、悪質商法・消費者保護制度の変化が早く教員の指導の負担大、適切な教材に関する情報提供も十分ではない**等の指摘。
- ・大学：新入生ガイダンスでの啓発や授業科目の開設等を実施。
- ➡ 対応に**バラつきが大きく、全体的に取組は十分ではない**。大学の**教員養成課程で、「消費者教育」を確実に修得しているとは言い難く、教員免許更新講習で消費者教育を取り扱うものはごく僅かな状況**。

5. 本報告書が対象とする若者の範囲

- 消費者被害の防止・救済のための対応策については、
- ・**年齢のみによって画一的に処理するのではなく、個人の知識・経験・判断力等に依じた対応**をしつつ、若者が成熟した成人として社会に参画できるための支援の必要性を確認。
 - ・現在の大学進学率は5割に達し、専門学校等への進学者を加えると7割以上が18歳を超えても学業を継続している状況。
 - ➡ 18歳から22歳を念頭に「**若年成人**」とし、**社会全体で「若年成人」が成熟した成人になることができるよう支援が必要**
- （なお、具体的な制度整備や消費者教育などの実施にあたっては、その実施に応じて対象とする「若年成人」の年齢、属性を検討し、各々に即して対応）

➡ **このような状況を踏まえて、「若年成人」の消費者被害の防止・救済の観点から望ましい対応策を検討**

第2 望ましい対応策

1. 制度整備

○消費者契約法 (具体的には消費者契約法専門調査会で検討)

- ・若年成人に対する配慮に努める義務: 事業者は、消費者契約を締結するに際しては、消費者の年齢、消費生活に関する知識及び経験並びに消費生活における能力に応じて、適切な形で情報を提供するとともに、当該消費者の需要及び資力に適した商品及び役務の提供について、必要かつ合理的な配慮をするよう努めるものとする。
- ・不当勧誘に対する取消権: 事業者が若年成人の知識、経験不足等の合理的な判断をすることができない事情に乗じてにより締結させた、当該若年成人にとって合理的・必要性を欠く消費者契約を取り消すことができる制度を検討すること。
(考慮する要素として、①若年成人の知識・経験・消費生活における能力の不足性、②事業者が①を利用したこと、③消費者契約の目的が当該若年成人の需要及び資力との関係で合理性・必要性を欠くこと)

○特定商取引法

- ・省令改正により若年成人に対する以下の行為を行政処分の対象として明確化
- ・連鎖販売取引において若年成人の判断力の不足に乗じて契約を締結させる行為 (特定商取引法施行規則第31条第6号関係)
- ・訪問販売において若年成人の知識・判断力等の不足に乗じて契約を締結させる行為 (同第7条第2号関係)

2. 処分等の執行の強化

○特定商取引法に違反した事業者に対する処分等の積極的な執行

- ・支払手段となる信用供与契約について虚偽記載を破す行為
- ・若年成人の知識・判断力等の不足に乗じて契約させる事業者
- ・若年成人に被害の多い商品等

3. 消費者教育の充実

- ・小中高等学校: 消費者教育の機会充実・推進のための人材開発(研修等)、PTA/PTA-ラングの視点からの学習・指導手法の高度化や実効性確保、教材の開発、児童養護施設等での消費者教育支援に関するプログラムの検討等
- ・大学・専門学校等: 人材開発(教員養成課程における消費者教育の重要性を認識させる働きかけ)、自治体と大学等の消費者被害防止のための連携強化、学生相談室等を通じた消費者教育・啓発強化(大学)、消費者啓発・教育の取組についての実態把握(専門学校)等
- ・法教育・金融経済教育: 関係省庁・機関との連携を通じた取組の強化

4. 若年成人に向けた消費者被害対応の充実

- ・相談体制の強化・拡充 (消費生活センターの周知、相談窓口の拡充等、若者支援機関(地域若者サポートステーション等)との連携)
- ・大学・専門学校等の有する情報の充実及び活用 (被害事例に関する消費生活センターや大学・専門学校等間の情報交換等)

5. 事業者の自主的取組の促進

- ・未成年者及び若年成人に配慮した自主行動基準の堅持・強化
- ・若年成人への配慮に着目した「消費者志向経営」の促進
- ・若年成人に対する健全な与信のための取組

6. その他

- ・消費者被害防止のための啓発活動を実施する若者団体の活動支援
- ・成年年齢引下げに伴う、若年消費者被害防止の社会的周知のための国民キャンペーンの実施

5

若年消費者教育アクションプログラム

参考1

「社会への扉」を活用した授業の実施

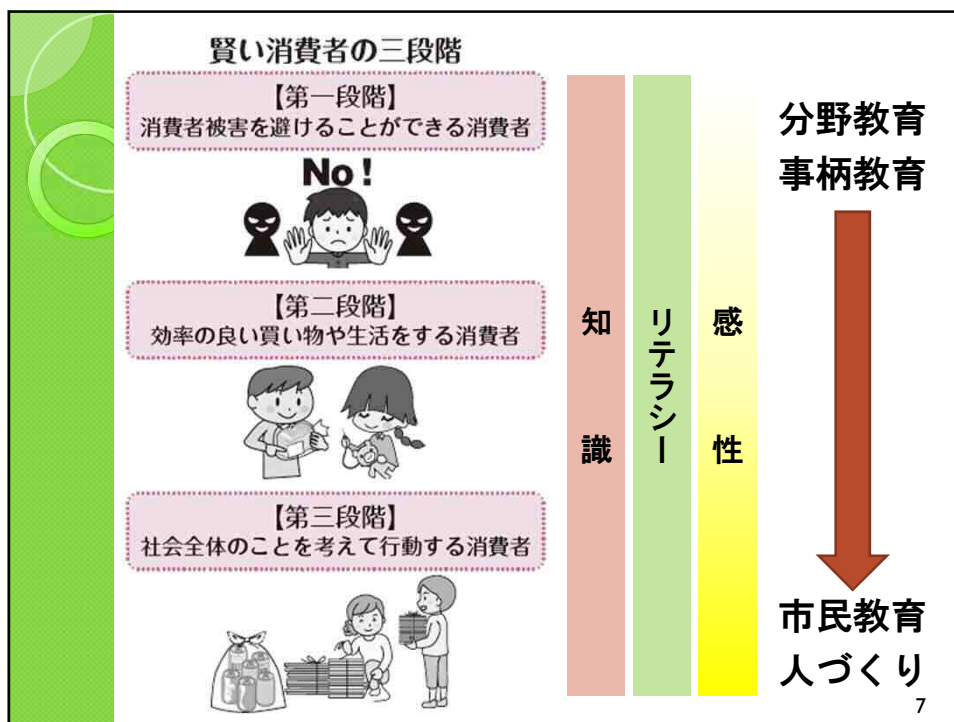
⇒実践的な能力を身に付ける

目標

すべての都道府県で全高校で実施



6



島根県の平成30年度事業

- (1) 消費者教育推進連絡会議
※関係教科研究会、県教育委員会、消費とくらしの安全室が参加
- (2) 消費者教育実践研究委託（従来型+教材開発チーム）
※学校で研究授業実施、翌年の「すくすく消費者」に掲載
- (3) 啓発資料の作成・配布
 - ①「くらしのアドバイス」（高校生向け）
 - ②「子どもたちも小さな消費者」（小六保護者向け）
 - ③「すくすく消費者」（教員向け）
 - ④**中学三年生向け資料（新規）**
- (4) 各種講座の開催
 - 消費者問題出前講座（要望に応じて学校・公民館などで開催）
 - 消費者リーダー育成講座（全2回の入門講座）
 - 消費生活相談員養成講座（全8回の受験対策講座）
- (5) 消費者教育担当教員研修会
 - 夏 国民生活センター講座への教員派遣（各研究会の推薦による）
 - 冬 派遣教員を講師とした県内フィードバック研修の実施

若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム

2018年2月20日

若年者への消費者教育の推進に関する
4省庁関係局長連絡会議決定

1. 趣旨

民法の成年年齢引下げに向けた検討が進められていることを踏まえ、若年者の消費者被害の防止・救済のため、また、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のための効果的な消費者教育の方策として、実践的な消費者教育の実施が喫緊の課題となっている。成年年齢引下げを見据え、実践的な消費者教育の実施を推進するため、関係省庁が連携し、2018年度から2020年度の3年間を集中強化期間とする「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を推進する。

2. 実践的な消費者教育の取組の推進

(1) 高等学校等における消費者教育の推進

① 学習指導要領の徹底【文部科学省】

- ・ 学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図り、社会科や家庭科を中心に各教科等において充実した消費者教育を推進する（高等学校では、学習指導要領に基づき、公民科において、消費者に関する問題を指導するほか、家庭科において、消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任、消費生活と生涯を見通した経済の計画、契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題や消費者の自立と支援などを指導する。）。

② 消費者教育教材の開発、手法の高度化【消費者庁・金融庁・法務省・文部科学省】

- ・ 実践的な能力を身に付ける消費者教育教材を活用した授業の実施を推進する。実施に当たっては、消費者庁で2016年度に作成した高校生向け消費者教育教材「社会への扉」を全国の学校に提供し、活用を促す（2017年度は、徳島県内の全高校で「社会への扉」を活用した授業を実施し、その効果を検証しており、2020年度に全国で同様の授業を実施することを目指して働きかけを行う）。（参考1）
- ・ 実践的な消費者教育の推進に当たっては、法務省で行っている法教育の取組と必要な連携を行う。
- ・ アクティブ・ラーニングの視点からの手法等（参加型授業、模擬体験）を用いた消費者教育により、実践的な知識の習得を推進する。

③ 実務経験者の学校教育現場での活用【消費者庁・金融庁・文部科学省】

- ・ 実務経験者（消費生活相談員、弁護士、司法書士、金融経済教育の実務者

等)の有する知識や経験を活用するため、学校での外部講師としての効果的な活用を推進する。

(活用の推進のため、独立行政法人国民生活センター等で研修を行うなどして、消費者教育コーディネーターを育成し、都道府県等への配置を促進する。)(参考2)

- ⑥ 教員の養成・研修【消費者庁・文部科学省】
 - ・若年者の消費者教育分科会においては、大学の教員養成課程、現職教員研修、教員免許更新講習等における消費者教育に関する取組について検討を行っている(平成30年6月取りまとめ予定)。その報告を受けた消費者教育推進会議における審議(平成30年夏ごろ開催予定)を踏まえ、消費者教育に関する取組を推進する。

(2) 大学等における消費者教育の推進

- ① 大学、専門学校等と消費生活センターとの連携、消費者被害防止に関する情報提供、取組の普及啓発等を行う。【消費者庁・文部科学省】
- ② 大学、専門学校等と地元の消費生活センターとの連携を支援し、出前講座等を実施する。【消費者庁】
- ③ 大学における講義実施等を通じた正しい金融知識の普及【金融庁】

(3) その他

- ① 全ての都道府県、政令指定都市において、消費者教育の推進に関する法律に基づく消費者教育推進計画・消費者教育推進地域協議会の策定・設置を目指す。【消費者庁】(参考3)
- ② 大学等及び社会教育における消費者教育の指針を見直す。【文部科学省】

3. 関係省庁間の連携の推進

実践的な消費者教育の実施を効果的に推進するため、関係省庁は本アクションプログラムに沿って緊密に連携して各種取組を進めていく。

4. 各施策の実施時期とフォローアップ

- (1) 上記の各施策については、いずれも各省庁が直ちに取り組むこととする。
- (2) また、集中強化期間の間、各年度において、各施策の進捗状況のフォローアップを行い、本アクションプログラムの着実な実施を確保するとともに、必要な施策について検討する。その際、必要に応じて消費者教育推進会議の意見を聴く。

(以上)

参考1

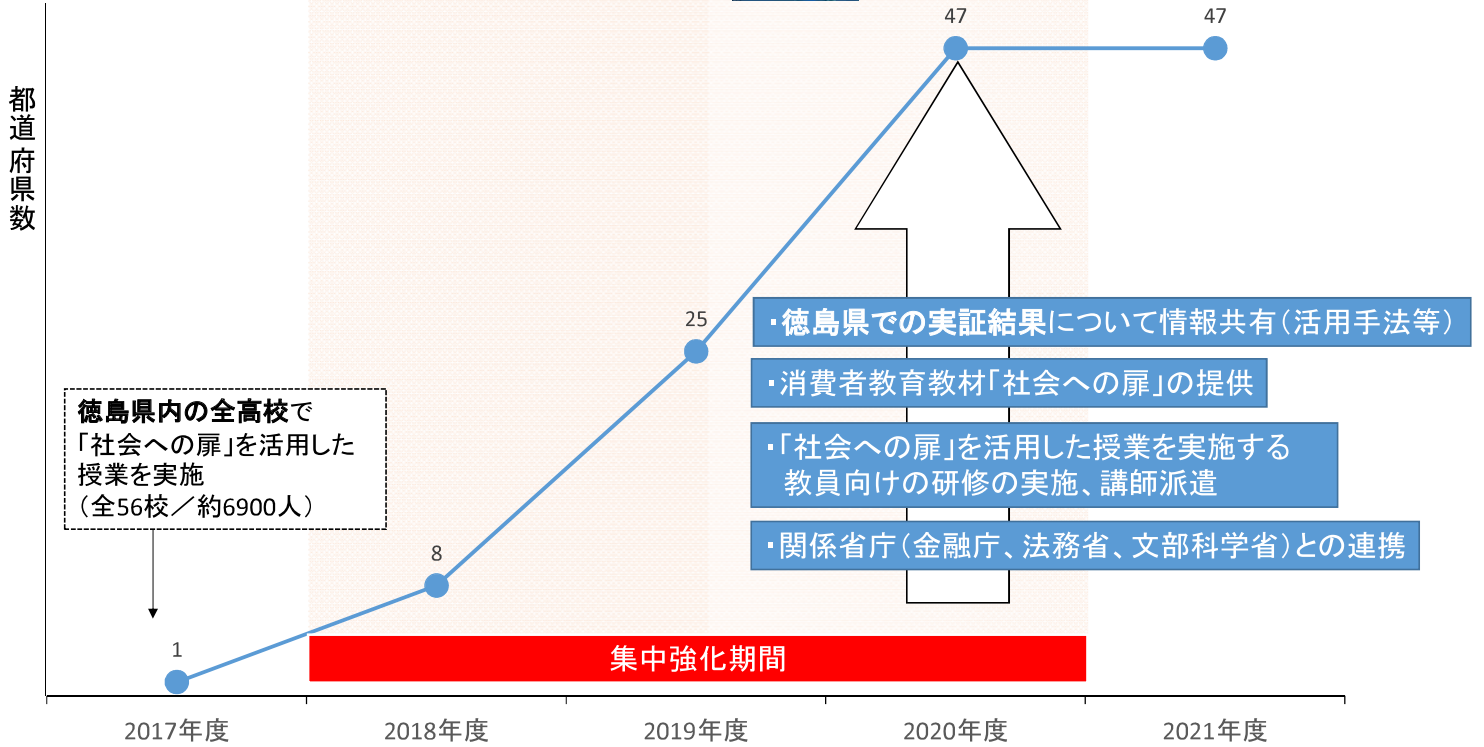
「社会への扉」を活用した授業の実施

⇒ 実践的な能力を身に付ける



目標

すべての都道府県で全高校で実施



参考2

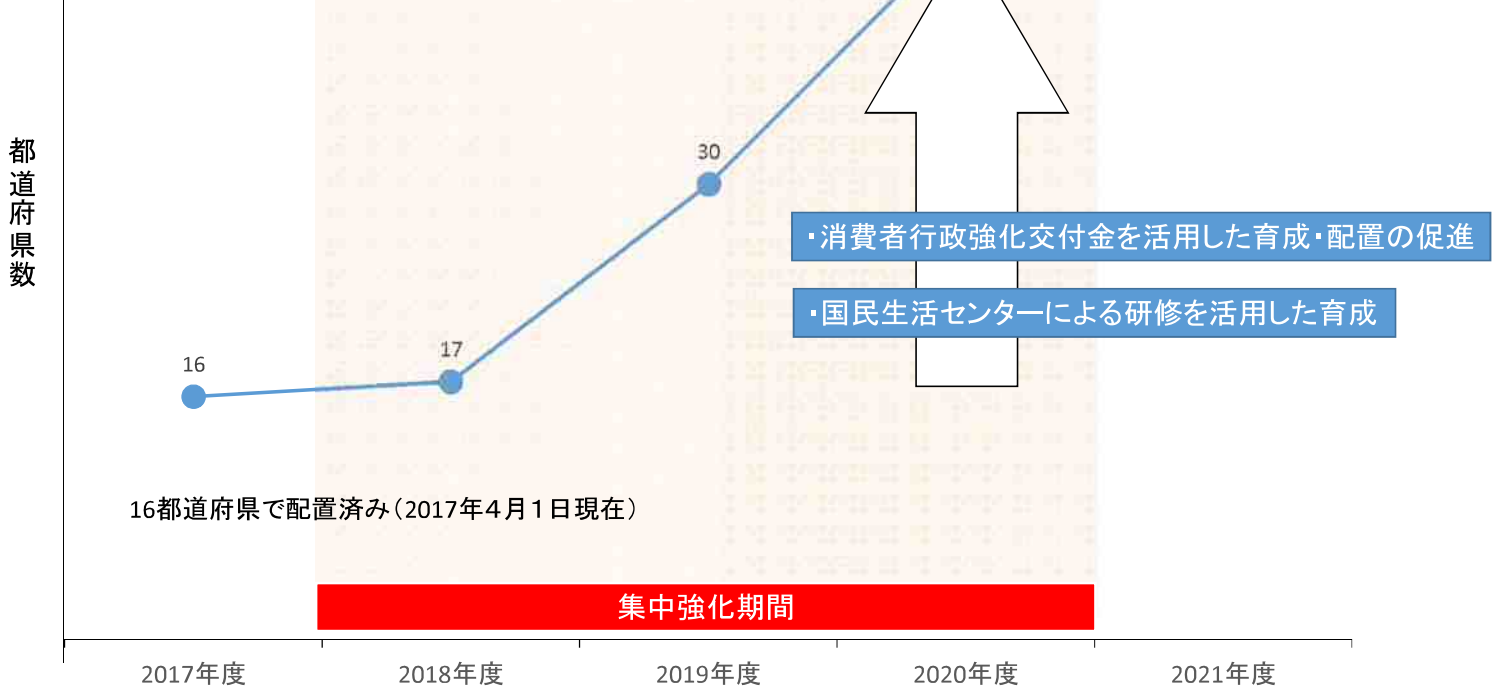
消費者教育コーディネーターの育成・配置

⇒ 学校教育現場における外部講師の活用(実務経験者の有する知識や経験を有効活用)

※ 消費者教育コーディネーターとは、消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐため、間に立って調整をする役割を担う者。

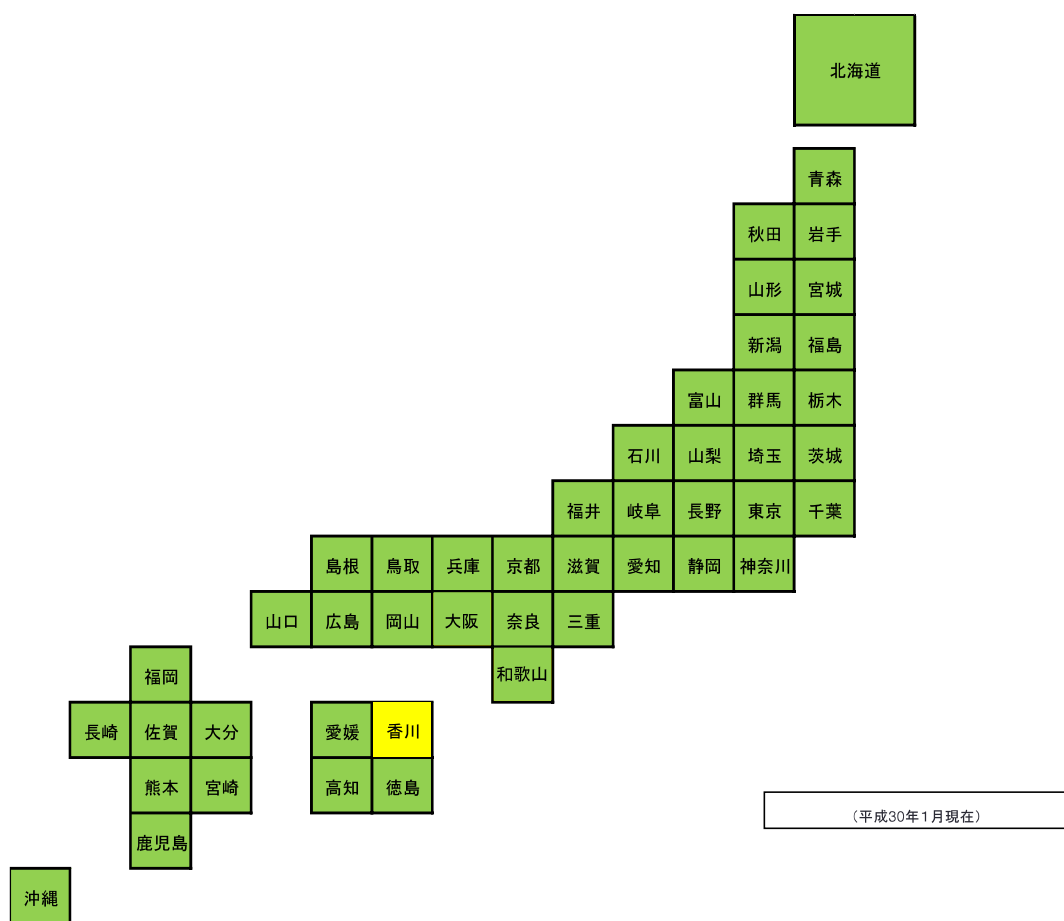
目標

すべての都道府県で配置



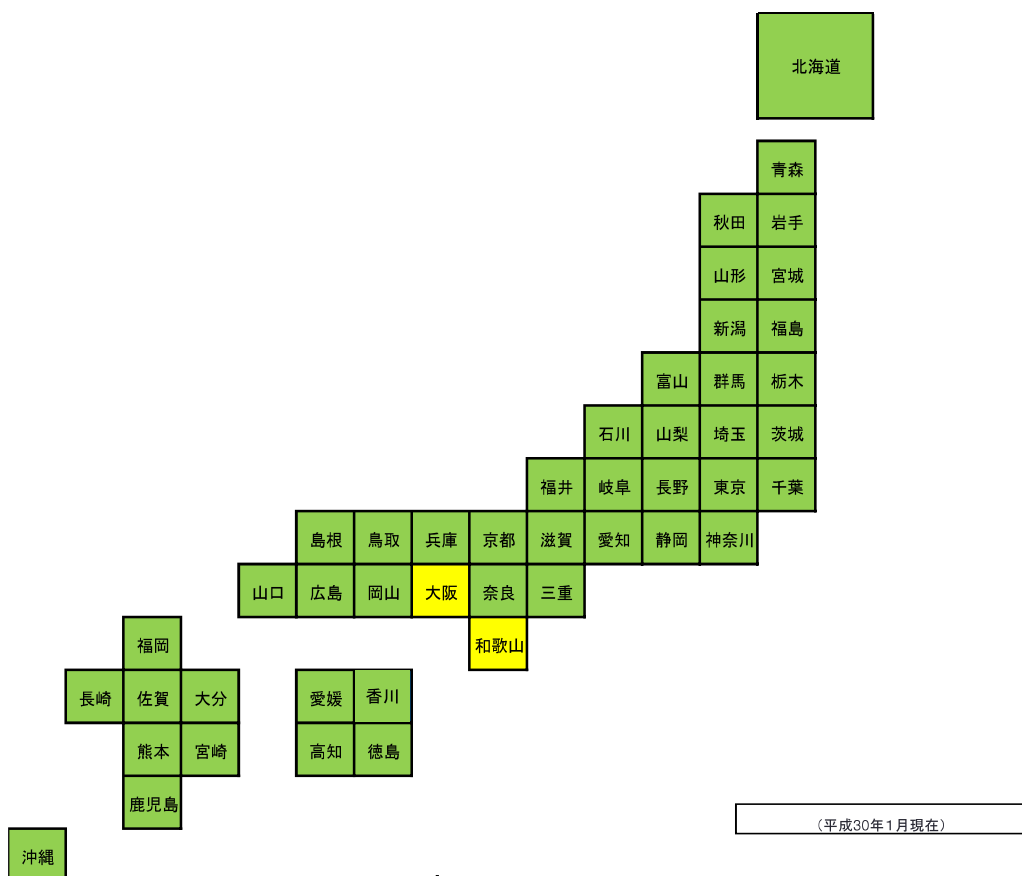
◎消費者教育推進計画の策定状況

【現状】46都道府県で策定済み



◎消費者教育推進地域協議会の設置状況

【現状】45都道府県で設置済み



若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議について

平成30年2月20日

4省庁申し合わせ

1. 趣旨

民法の成年年齢引き下げに向けた検討が進められていることを踏まえ、若年者の消費者被害の防止・救済のため、また、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のための効果的な方策として、実践的な消費者教育の実施が喫緊の課題となっている。

この取組を推進するにあたり、関係省庁が緊密に連携して取組を推進するため、「若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議」を設置し、若年者における効果的な消費者教育の実施、関係者の取組推進のための方策等について検討する。

2. 会議構成員

消費者庁	消費者庁次長
文部科学省	生涯学習政策局長 初等中等教育局長
法務省	大臣官房司法法制部長
金融庁	総括審議官

3. 担当課長会議構成員

4省庁関係局長会議の下に、担当課長会議を置く。

消費者庁	消費者教育・地方協力課長
文部科学省	生涯学習政策局 男女共同参画学習課長 初等中等教育局 教育課程課長 教職員課長
法務省	大臣官房司法法制部 司法法制課長
金融庁	総務企画局 政策監理官

4. 庶務

消費者庁消費者教育・地方協力課において処理する。